

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月及び53年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月
② 昭和53年12月

申立期間①については、私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続をし、家族の保険料と一緒に保険料を納付していた。また、申立期間②については、婚姻後、退職した際、義母が再加入手続をし、保険料を納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、母親又は義母が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、その母親及び義母は、自身の保険料をおおむね完納しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び納付記録を考慮すると、申立期間①及び②は、いずれも国民年金保険料の現年度納付が可能であり、申立人と同居していたほかの家族のうち、国民年金に加入していた者は全て申立期間に係る保険料を納付していることから、申立人の保険料のみを納付しなかったことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和59年7月から60年9月までを24万円、60年10月及び同年11月を20万円、60年12月から61年2月までを28万円、61年3月から同年5月までを26万円、61年6月から同年12月までを28万円、62年1月及び同年2月を24万円、62年3月及び同年4月を26万円、62年5月から同年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月2日から平成5年1月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書によれば、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち

昭和 59 年 7 月から 60 年 9 月までを 24 万円、60 年 10 月及び同年 11 月を 20 万円、60 年 12 月から 61 年 2 月までを 28 万円、61 年 3 月から同年 5 月までを 26 万円、61 年 6 月から同年 12 月までを 28 万円、62 年 1 月及び同年 2 月を 24 万円、62 年 3 月及び同年 4 月を 26 万円、62 年 5 月から同年 8 月までを 28 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 9 月から平成 4 年 12 月までの期間については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚は共に給与支払明細書等を所持しておらず、また、B 社は、当時の資料を保有していないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成12年9月から13年9月までを18万円、15年4月から同年7月までを19万円、16年7月及び同年8月を20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から13年10月1日まで
② 平成15年4月1日から同年9月1日まで
③ 平成16年7月1日から同年9月1日まで

申立期間において、A事業所における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額と実際の給料支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が違っているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA事業所から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及びA事業所から提出された賃金台帳において確認できる

保険料控除額から、平成 12 年 9 月から 13 年 9 月までを 18 万円、15 年 4 月から同年 7 月までを 19 万円、16 年 7 月及び同年 8 月を 20 万円に訂正する必要がある。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 8 月については、申立人の給料支払明細書等により認定できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額のため、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤りを認めていることから、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年10月29日に、同社における資格喪失日を平成6年12月1日に訂正し、平成6年10月の標準報酬月額を34万円、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月29日から同年12月1日まで

B社からA社に引き続き勤務しており、その間の平成6年10月及び同年11月の2か月の厚生年金保険料が給与から控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がB社、A社及びC社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所であるA社は、平成7年1月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないが、同社は、6年10月29日付けで、B社から経営を譲り受け、営業を継続する旨を関係先に通知していること、同社の元役員や複数の同僚も同様の供述をしていることから判断すると、6年10月29日まではB社で、それ以降はA社で継続して営業を行っていたことが認められる。

さらに、申立人は、平成6年11月（10月分）のA社が発行した給与明細書を所持しており、申立期間のうち平成6年10月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当時の経理担当者は、B社から引き

続き A 社に勤務していた者は、引き続いて保険料を控除していた旨の回答をしている。

加えて、同僚の供述から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（平成 6 年 12 月 1 日に親会社の C 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、平成 6 年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 30 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 社は、平成 7 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間については適用事業所としての記録がない。しかし、商業登記簿によると同社は昭和 55 年 12 月 * 日に設立されている法人組織であり、申立人及び複数の同僚が申立期間に同社で勤務していたと供述していることから判断すると、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 6 年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川国民年金 事案448

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年12月まで

昭和46年頃にA県から実家に帰省した後、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたが、その母親が間もなく亡くなったため、しばらく保険料は未納であった。しかし、49年10月の婚姻を契機に、妻が保険料を納付し始めたはずなので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたとしているが、その母親は既に他界しており当時の状況は不明である上、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和54年3月頃に払い出されていることが確認できるほか、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間に係る保険料を定期的に納付することは困難であったと思われる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、この払出時期を基準として保険料納付の時効期限が未経過であった期間に係る保険料については遡って昭和54年4月に納付していることが確認できるが、申立期間に係る保険料については、既に納付の時効期限を経過していたことから同時に納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案449

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から58年12月まで
国民年金については、婚姻（昭和49年10月）前にA市に住んでいた頃、父親か自分が加入手続をし、婚姻後は、夫と一緒に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に申立人の父親又は申立人自身が申立人の国民年金の加入手続をしていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者のオンライン記録によると、申立人の記号番号は昭和61年1月頃払い出されたことが推測され、その払出時期を基準とすると、申立期間の大部分は国民年金保険料納付の時効期限を経過しているほか、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間の全ての保険料を納付することは困難であったと思われる。

また、申立人は、時期は不明であるが、国民年金保険料を遡って納付した記憶があるとしているところ、国民年金被保険者名簿にも申立期間直後の期間に係る保険料が遡って納付されたことが記録されており、申立期間当時、申立人が夫の保険料に併せて自身の保険料を定期的に納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から57年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から57年9月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付が始まった時点では、私はA町の実家を離れてB市Cに住んでいたが、実家に案内が送られてきて、母が保険料を納付していたと言っていた。納付をしてくれた母は、5、6年前から老人性認知症になり、当時の話は聞けないが、未納期間と未納期間の間に納付済期間があることが理解できない。申立期間を納付済みとして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和58年4月頃、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出され、その際に、国民年金の資格取得年月日を申立人が20歳に到達した時期に遡及していることから、この国民年金手帳記号番号が払い出された時期には、55年12月の保険料は、その納期限から2年以上を経過しており、時効で納付することはできず、56年1月から58年3月までの保険料は、過年度保険料であることから、A町役場が収納することはできない。

また、昭和54年3月から58年3月までは、申立人の住民登録がB市にあったことが戸籍の附票で確認できることから、A町役場が、申立人の20歳到達時に国民年金の加入勧奨を実家に行くことは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の母親が国民年金保険料をA町で納付することは困難である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとしている母親は認知症で話を聞くことはできないため、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が理解できないとしている未納期間と未納期間の間の3

か月の保険料納付は、昭和 59 年 9 月から同年 11 月までの 3 か月分の保険料が重複納付されたため、過誤納に係る還付決定をした 60 年 1 月 11 日当時、未納であった 57 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分の保険料として還付金が充当され納付済みとなったものであり、それは、A 町で母親が納付したものではない。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで
婚姻（昭和50年4月*日）前は保険料を私が市役所に持参するか、勤務先のお客さんである市役所職員にお金を渡して納付を依頼していた。また、婚姻後は、夫が私の保険料と併せて二人分の保険料を市役所等に持参して納付していたはずなので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和52年11月頃に新姓で払い出されていること、及びその際に被保険者資格を20歳到達時に遡って取得したことが確認できることから、この払出時点では、申立期間のほとんどの期間の保険料は納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が保険料の納付を依頼したとする市役所職員は、申立人によると既に亡くなっていることから、申立人の保険料納付を裏付ける証言を得ることができない。

さらに、申立人の婚姻後の保険料を納付したとする夫は、保険料の納付方法、納付金額等について記憶が明確でないことから、保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで
当時、年金も税金と同じで支払わなければならないという意識があり、役場や市役所へ保険料を持参して納付していたと思うので、5年間という長期間の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和47年度から49年度までの国民年金印紙検認記録の右ページは割印されて切り取られているのに、左ページには検認印が押されていないことから、当該期間について保険料の納付があったとは考え難い。

また、申立人は婚姻（昭和50年4月*日）後の保険料について、夫婦二人分の保険料を数か月に一度、一緒に市役所で納付していたとしているが、妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は国民年金受付処理簿によると、昭和52年11月頃であると確認できることから、少なくとも52年10月までは夫婦二人分の保険料を一緒に納付することは困難であったと考えられる。

さらに、申立人は保険料の納付方法、納付金額等について記憶が明確でないことから、申立期間の保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
知人の紹介で入社したのに、勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人の紹介により勤務した記憶はあるとするものの、勤務の始期や期間についての記憶は曖昧である旨述べているところ、雇用保険の記録から、申立期間前の昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 30 日まで A 事業所において勤務していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は申立期間後の昭和 47 年 12 月 16 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は適用事業所であったことは確認できない。

また、オンライン記録によると、A 事業所の新規適用日に厚生年金保険に加入している者のうち、厚生年金保険加入前に国民年金に加入し保険料が納付済みとなっている者が 5 人おり、雇用保険の記録によると、その 5 人は全員、当該事業所の新規適用日前から勤務していることが確認できる。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

加えて、A 事業所は、既に廃業しており、資料を継承した B 事業所には、申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料が残っておらず、申立人の A 事業所における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。